

令和4年1月13日

本市独自の給付として、国の子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならない子育て世帯に対し、5万円支給を準備します。

「子育て世帯への臨時特別給付金」において、国が定めた所得制限により支給の対象とならない子育て世帯に対して、市単独事業として5万円支給を準備しています。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとし、他の実施事業と合わせ、補正予算を習志野市議会第1回臨時会(1月下旬予定)へ提案します。

1. 名 称 : 習志野市子育て世帯への臨時特別給付金 (拡大給付)
2. 支 給 額 : 児童1人当たり5万円
3. 支 給 方 法 : 現金支給
4. 対 象 者 : 所得制限により、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象とならない子育て世帯のうち、下記に該当する保護者
 - ①公務員以外の令和3年9月分の児童手当(特例給付)支給対象者(平成15年4月2日から平成18年4月1日に生まれた兄弟分含む)【申請不要】
 - ②新生児(令和3年10月1日～令和4年4月1日までに生まれた子)の保護者【申請不要】
 - ③平成15年4月2日から平成18年4月1日に生まれた子のみの保護者及び公務員の児童手当(特例給付)支給対象者【要申請】
5. 支 給 時 期 : 上記対象者にそれぞれ以下の時期に支給。
 - ①令和4年2月末日予定
 - ②3月中に支給開始予定
 - ③申請日の翌月末に支給予定(3月末より支給開始)

【問合せ先】

こども部子育て支援課
電話 : 047-453-9203